

# 申告書の作成は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」がおススメ

所得税および復興特別所得税・贈与税の申告・納税は、3月15日(水)まで。  
個人事業者の消費税・地方消費税の新戸口・納税は、3月31日(金)まで。

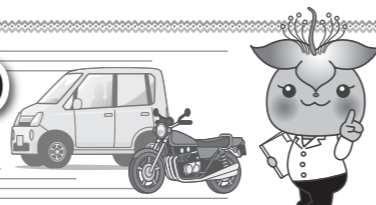
65歳以上の介護保険  
要介護認定者の方へ

## 所得税や住民税の申告で、控除の対象になる可能性があります!

種類	対象	備考
障害者控除	認定調査票及び主治医意見書で「障害高齢者の日常生活自立度」が「A以上」もしくは「認知症高齢者の日常生活自立度」が「Ⅱ以上」に該当している方 上記対象者を扶養している方	障害者手帳や療育手帳の交付を受けている方は本申請は不要です(上記手帳を提示することにより控除が受けられるため)
おむつ代医療費控除	以下の2点をともに満たす方 ①確定申告の際におむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降。 ②介護認定資料の主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度」が「B以上」かつ「尿失禁の発生の可能性」が「あり」に該当している。	交付手数料として一枚300円を要します。 はじめておむつ代医療費控除する方はかかりつけ医に「おむつ使用証明書」を発行してもらってください。

【申請先・お問い合わせ】 福祉部介護支援課 介護支援係 ☎ 945-5013

## 軽自動車等の抹消・名義変更等の 手続はお済みですか?



軽自動車税は、毎年4月1日時点における原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」といいます)の所有者に対して課税される税金です。

軽自動車等を友人や業者に譲渡、もしくは解体や盗難された場合は、速やかに名義変更等の手続をお済ませください。手続を行わない場合は、車両台帳に所有者としての登録が残ったままとなり、平成29年度分の軽自動車税が課税されることとなります。

～ 年度末になると窓口がたいへん混み合います。早めの手続きをお願いします ～

車種	排気量	手続窓口	お問い合わせ
原動機付自転車	125cc以下	西原町役場 総務部 税務課	Tel 945-4729
小型特殊自動車 (ミニカー・農耕作業用)			
軽二輪	126cc以上250cc以下	沖縄県軽自動車協会	Tel 050-3816-3126
軽三輪車・軽四輪車	660cc以下		
二輪の小型自動車		沖縄総合事務局 陸運事務所	Tel 050-5540-2091

※車種によって手続きの窓口が異なります。ご確認の上、手続きしてください。

平成29年度(平成28年分)

# 町県民税(兼国民健康保険税)申告のお知らせ

平成28年1月1日から12月31日までの1年間の収入・所得・各種控除について、申告期限までに提出してください。

申告期間 2月16日(木)から  
3月15日(水)まで  
※土日・祝祭日は除く。

受付時間 9:00～11:30  
13:30～16:30

※申告内容によっては、受付順番が前後することがあります。  
※会場の混み具合によっては、受付終了時間が早まる場合があります。

《夜間申告》 夜8時まで受付します

- ① 3月3日(金)
- ② 3月10日(金)

《日曜申告》 受付時間は通常通りです

3月12日(日)

指定年月日	指定行政区
2月16日(木)	幸地・幸地高層住宅・幸地ハイツ
2月17日(金)	棚原・坂田・坂田高層住宅
2月20日(月)	上原・千原・森川
2月21日(火)	翁長・徳佐田
2月22日(水)	池田・小波津団地
2月23日(木)	与那城・西原ハイツ
2月24日(金)	兼久・平園・東崎
2月27日(月)	我謝・安室・桃原
2月28日(火)	小波津・西原団地・美咲
3月1日(水)	津花波・呉屋・西原台団地
3月2日(木)	内間・内間団地・小橋川
3月3日(金)	小那覇・掛保久・嘉手苅
3月6日(月)	全行政区
3月7日(火)	
3月8日(水)	
3月9日(木)	
3月10日(金)	
3月12日(日)	
3月13日(月)	
3月14日(火)	
3月15日(水)	

申告会場 町民交流センター 会議室(役場庁舎内)

※申告会場は申告期限間近になりますと大変混雑し、長時間お待ちいただくことがありますのでお早めのご来庁をお願いします。

- 申告に必要なもの
- ①印鑑(認印可) ※代理申告の場合は、本人及び代理人の方の印鑑が必要です。
  - ②平成28年中の収入を証明する書類(源泉徴収票・給与明細書・収支明細書等)
  - ③営業・農業・漁業・不動産所得がある方は、収支確認ができる全ての書類(平成26年1月から帳簿保存が義務化されています)
  - ④社会保険料・生命保険料・地震保険料等の支払証明書(納付証明書や控除証明書等)
  - ⑤障害者手帳・療育手帳・精神保健手帳・障害者控除対象者認定書等(障害者控除を適用される場合に確認します)
  - ⑥医療費の領収書(医療費控除を適用する場合に必ず原本を確認します)
  - ⑦預貯金通帳や口座確認ができるもの(所得税の還付申告を受け付ける際に必要です)
  - ⑧マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと身分証明書(顔写真付のもの)

## ～ 期限後の受付を停止します ～

申告期間中の入院や出張等やむをえない理由がある場合をのぞき、下記の期間、申告受付を停止します。

申告受付停止期間 3月16日(木)～5月31日(水)

## ～ 町県民税申告が必要ない方 ～

- ①税務署で確定申告書を提出される方
- ②給与収入がヶ所のみで、勤務先から西原町に給与支払報告書が提出されている方
- ③年金収入のみで、収入金額が148万円未満(65歳以上)、もしくは98万円未満(65歳未満)の方
- ④未成年や所得がない方で、町内在住の納税者の扶養親族として申告されている方(被扶養者となっている方)

※町内在住の納税者の扶養親族となっている方は「扶養されている旨」の申告が必要になります。

【お問い合わせ】 総務部税務課 町県民税係 ☎ 945-4729